



此城ハアサニ此城

隆盛ニエ大哉隆盛

西治十一年正月山本周永記

西郷隆盛蓋棺記卷之二

在東京山本園衛編輯

西郷隆盛蘇生して幕城を收め

軍功を顯せし事蹟

却説西郷は不思儀の蘇生を得るより名を菊池
源吾と改めしかも藩吏猶世上の物議を憚り西
郷をして大島又配流せり因て西郷氏は又大
島三郎右衛門と名を換へられ轡も故有りて此
島よ竄せられ今回三次の流竄よ因り大島三郎
の名を付けられ怨る島根よ世と潛ひ朝夕の用

途も乏しく星霜を経る久しきより至れるも志し
少も撓^{なづ}はれを彌堅く只學業のみ心を勞し居ら
れしよ文久三年より至り天朝と幕府の御間柄頗
る議論を醸し三條實美卿と初め七卿の御方々
西國へ下り給ひ長州の宮市よりしまし條公折
から同州湯田温泉より行かれし序從士の原道太
と大島より遣はされ西郷と長州より招き取らんと
謀りしも原道太は大島より達をも事を得て空しく
歸りしとて怨て藩主薩藩より西郷を赦免し
且擢んし藩政を參與せしめらる慶應元年幕府

征長の兵を還し事漸く平定よりいとき三條
公筑前より居られしと幕府これぞ深く忌まれ又
條公を大阪より幽き且各藩勤王の良士を探出し
相俱よ幽囚せんじて幕吏勘索をつくをば雖
も西郷より力より依りて免るゝ者少なからず初め
京師の變より薩人の長州軍を擊ちも時獲り置し
良士等を呼出し西郷氏申されけるは方今的情形
勢は各君志を合せ皇國を護るの大義有らんの
み兵を都内より動かし短長比較をるは尤も策の
得るものならとて俘^{カドリ}囚^{アラウ}の者と厚く禮して長

州より還し幕の再び長州を征せんとする時西郷氏又密に使を長州より遣はし和議を結ひ遂に薩長の交り日々親密に及ひしも幕府いまとこれと知らぞ三年十二月朝廷の大會議有りし時西郷氏が獻策よ歸せし緯の多く戊辰の春西郷氏よハ參謀として官旗を輝かし江東に下るや遂に軍使を幕城より立て朝敵の罰を討さんとを名ふ徳川將軍慶喜先非を悔ひ自ら書を認め其臣下を戒め潛よ城を出て寛永寺より屏居恭順せしよ幕士等猶籍を脱し隊を結ひ既に割據の勢

と成し如何なる變事の出來ぬへくやと市中の老少家物を擔ひ東西よ離散をる有形なるよ既に海軍の官兵品川より數艘の軍艦入り來りしかば幕の老臣勝安房守隨兵をも具せを潛に城門を出て官軍の參謀西郷隆盛の本陣より來り徳川慶喜先非を悔ひ牙城を出て寛永寺より屏居謹演せし情狀を具よ陳謝し萬一官旗を城下より動かし奉りなは慶喜一身の謬慮よりして上は王師の斧鉢より就き下萬民の苦怨我受け慶喜ハ一身の容るゝよ寸地もなかるへしと家臣一同愁歎の

餘り吾れ使合^{あい}故受け軍門^をと哀訴^をし王師^を弭^めん事^が懇^{ねい}々願立^られ勝安芳^ハ素^そり西郷氏^と知^め己^の友なれと今は正非^の敵味方^を西郷氏^はは嚴^き格^く申^{さる}様慶喜^{全く}以^て謝罪^を恭順^の實體^をよ候ハ^と速^く實効相立然る上寬典^の聖斷^が待^つへしとば言なれば安芳答^へけるは主人慶喜^を城^を出^隊を以^て顯然^{けんぜん}謝罪^を實効相立^よ候半哉^と申^さきは西郷猶申^{さる}よハ主人慶喜先非^を謝^し出^城及^へる上は今日唯今其臣下^{する}其許始^め直^ち開^城致^し官^旗牙^城迎^へ奉^る

へし左無くは君臣同體^の謝罪^をと言ひ難^いと威棱^を高く言れし^は安房御鋏^{一々御尤^よは待れと}も今夜は最早夜深^み成りぬれば明日開城官旗^を迎^へ奉^るへしと言も終らぬ其内^よ西郷氏猶聲高^く居城^を明渡^し君臣同體^罪と軍門^と謝^をる榮辱^の機^を臨^み何^ぞ明日を期^ん即^時と開^城い^さと手詰^の談鉾^{避^るよ暇無く安房}異議に及^え歸^ふやいなや西郷氏には諸隊に令^し軍儀^を整^へ官旗堂々として直^に幕城入りしかば幕兵素^{より}評議區々にして

歸城を等ち居りしに安房歸るやいな命を弭め
軍數多入來り餘りよ事は急なるよ幕兵倉と知
度を失ひ誰獨り拒み争ふ色も無く蜘蛛子散
を如くにて前後も辨せむ開城せしこと目覺しか
りし事ともなり一鉢を交ふかゝる全勝を決せ
しは是皆西郷氏か英斷神速は良圖よ出てしも
のなり斯て又西郷氏は大總督よ從ひ北越よ赴
き蟻集れ賊を打平げ敵まゝ蝦夷よ走り所々よ
屯集せしかば官軍海を隔てゝ相對し久しく成
功よ至らさるよ依て朝議有りて特々西郷氏を

召し出され擊賊の儀を命ぜられしよ西郷氏速
よ御受け申上出て人よ語りけるは吾れ此行は
三十日を期し成功を奏をめしと果して其言の
如く東北既み鎮平み及び觀感斜ならを西郷氏
を并して參議よ任さしむ西郷氏之を辭みて受
け給を遂よ陸よ歸る明治二年六月二日朝議し
勤王ノ志シ不淺丁卯以來六政復古之盛業ヲ
ケ。續テ參謀ノ命ヲ奉シ東京城ヲ收メ。其後
ニ出張。軍務勵精。指揮綏急。其圖ニ中リ竟

ヲ奏シ奉安宸襟候段。叡感不斜。仍爲其黨を弭と知め下賜候事。

此御沙汰書と下賜り遂に西郷氏を召起して、三位に叙し參議に任せられ六年五月陸軍大將に任せられ参議を兼て居られしよ十月廟堂征韓の大會議有りし時西郷氏は専きづら征韓の事を主張せられしか其説合せうがすして遂とは職を辭し國を歸きり山野を篤つ徉うして諷詠ふうおんを娛たましと朝廷屢しばら召めしとも病を稱さへて應こたえず客來るもまた逢むそを折たたふし門外を出でて行かゝるも其行所を知ら

をといふ或人西郷氏よ問ひける君最早世を思はむ出でる事の無なくやと西郷氏答へけるよは行止をの機きは今日言ふも如ごゑへきよ非を三四よ年を待つへしと答へしのミ西郷氏先み賞典祿を資そじて郷邑を謀めぐり私學校を設け西郷氏よも時々校を入りて諸生を勵はげまし又書生を數名を魯西亞へ遊學せしかと朝廷許ゆし給たまし因いて其祿を資そじて郷邑をめらる西郷氏近作一絶を得て爰ゑよ登記して客の其西郷氏の胸襟を想像をへき証とを幽居夢覺起茶煙靈境温泉洗世緣六

地古山深於夜不聞人聲只看天
斯く諷詠を娛しみ居ける心の底を知る者と知らざる者
頃も明治七年一月又佐賀縣下にて故參謀江藤新平
の江藤新平なる者巨魁と成り暴舉及びるる
を忽ち官軍に追撃を忌所となり賊魁江藤新平
には去年は冬迄西郷氏と共に左揆右揆の重位
又居り殊更征韓の議會又ハ論事同轍の友なれ
ハ今斯く世を潛落身と成るを鹿兒島より身を西郷氏の許より寄せ猶も征韓の事より再舉を共謀らんと佐賀より亡げて西郷氏の

許よ潛來り吾心事の奥を打語らい應援有れと
懇々依談み及ひしも西郷氏又ハ更よ諱れる意
色無く江藤よ答へるゝよハ俱よ廟堂の上よ立ち
天下の爲めよ事を議し且征韓の議事よ至り
てハ尤も同意よ待れとも君今何等不満の事故
あるよもさよ一度綿旗よ敵する時ハ王朝の
賊よしそ則吾も爲めよ賊敵ふぞ如何ぞ君か
思ひも掛けぬ返答みて江藤ハ腹案相違し
しく立ち別れ程無く天戮を受けし後秋

暴動有^{アリ}西郷氏の應援を望と雖も聲援を弭^ミめ
を^{シテ}無く日々學校生徒と俱^シ或^ハ山野荒^ニと
開拓^シ自ら牛馬^を牽^ヒて耕^ヒ世路^ハ風波^{シテ}嚴^シ
避け居^{マシ}形情^ハ所謂孔明臥龍^{アリ}と世人^人
景慕^シせる事淺^カからい
○編輯者曰西郷氏征韓^{シテ}議會^{シテ}如何^{アリ}主
意の説なるや知ら^シといへとも歸國後^{シテ}又篠原
よ答^{ヘシ}書翰^{シテ}見て其大略^{シテ}想像^シへきなり
今其原文^{アリ}記^ヒ
朝鮮^ノ儀ハ數百年交際^{シテ}ノ國ニテ御一新以來其

間ニ葛藤^{アリ}を生シ已ニ五六年談判^{シテ}ニ及ヒ今日其
結局^ニ立至候所全ク交際無之國ト同様ノ戰端^ヲ
チ開候儀殊^ニ遺憾^{アリ}千萬ニ御座候假^モ令此戰端^ヲ
開クニセヨ最初測量^シノ儀チ相斷彼方承諾^シノ上
發砲ニ及ヒ候ハ、我國ニ敵スル者ト見爲シ可
申候得共彼ヨリ發砲ニ及ヒ候共一應談判致シ
何等ノ趣意ニテ如此時機ニ到候力可相紀事ニ
御座候一向彼ヨリ蔑視發砲致シ候故應砲ニ
候ト申ス者ニテ是迄ノ交誼^{アリ}上實ニ天理ニ
可耻^{アリ}ノ所爲ニ御座候此場ニ臨^ミキ

譯ニテ若ヤ難スヘキ所出來致シ候得レを弭メ
救ノ道ヲ各國ニ於テ生シ可申其機ニ至リと知
ハ天下ノ惡ム所ニ御座候此戰端ヲ開キ候儀嚴
大ニ疑惑ヲ生シ可申候是迄ノ談判明了ニ致シ
候處此度條理ヲ失シ結局ノ場合ニ押來彼底意
ヲ判然致シ候得ハ此上ハ大臣ノ内ヨリ派出致
シ道理ヲ盡シ戰ヲ決シ候ハ、理ニ戰フ者ニテ
弱ヲ凌クノ謗モ無之且隣國ヨリモ應スヘキ道
相絶エ可申候乍併手段ヲ經候テハ全ク跡戾リ
ノ形現然相顯レ要路ノ人々ハ天下ニモ罪ヲ謝

スヘキ事ニ成立勢如何共不可爲ヲ恐レ姦計ヲ
以テ是迄ノ行掛リナ水ノ泡ニ歸シ更ニ戰端ヲ
振替候者カ又ハ大臣ヲ派出致シ候儀ヲ恐レ如
此次第二及ヒ候様何共道ヲ盡サヌ只弱キヲ侮
リ強キヲ恐レ候心底ヨリ起リ候者ト被察候樺
太一條ヨリ魯國ノ歡心ヲ得テ樺太紛義ヲ拒ム
爲ニ事ヲ起シ候モ不相分或ハ政府已ニ瓦解ノ
勢ニテ如何共盡シ爲スヘキ術計盡キ果テ早
此戰端ヲ開キ内々憤怒ヲ漏シ候者ニテ可
策ノ上ヨリ起ル者ト相考申候此末東京

如何共可見處ニ御座候二三度ノ報告事を弭め
相分可申ト存候此旨愚考成行迄申上候齧と知
日當山溫水場ニテ西鄉嚴

此書翰は眞偽と詳かにせし且脱誤も有らん只
聞け傍儘を記せるなり

鹿兒島縣下暴亂乃舉有りてより後ちに西郷氏

乃戰略事蹟乃事ハ第三號より筆を立てぬ

編輯者

吉岡山本園衛

第一大區十四小區
小網町四丁目九番地
寺島村百十四番地
第十一一大區一小區
保道

五月十四日御届